

平成24年5月11日

各 位

会 社 名 東京電力株式会社
代表者名 取締役社長 西澤 俊夫
(コード番号：9501 東証・大証・名証第1部)
問合せ先 総務部株式グループマネージャー 大槻 陸夫
(TEL. 03-6373-1111)

電気料金の値上げについて

当社は、本年7月1日より、電気料金の値上げを実施することとし、電気料金の値上げに関わる電気供給約款の変更について、本日、経済産業大臣に申請いたしました。

電気料金値上げの申請理由および申請内容の概要は次のとおりです。

1. 電気料金値上げの申請理由

当社原子力発電所の事故により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて心よりお詫び申し上げます。

当社は、原子力事故の発生以降、原子力事故による被害者の方々への損害賠償、福島第一・第二原子力発電所の安定状態の維持と福島第一1～4号機の廃止措置に向けた取り組み、安定供給の確保などの重要課題に、全社一丸となって取り組んでおります。その中で、電気の供給につきましては、福島第一・第二原子力発電所の停止に加えて、当社が電力購入している他社発電所の被災、柏崎刈羽原子力発電所の停止の長期化などに対して、火力発電の焚き増しや長期間停止していた火力発電所の運転再開、また、ガスタービンなど新たな電源の緊急設置などに全力で取り組み、供給力の確保に努めてまいりました。その結果、火力発電への依存度の高まりにともなう大幅な燃料費の増加等が生じている状況です。

このような状況を踏まえ、当社は、徹底した経営合理化に取り組んでまいりましたが、これをさらに推し進めるべく、主務大臣の認定をいただいた「総合特別事業計画」に基づき、今後、中長期にわたり、さらなる徹底した経営合理化に取り組み、最大限、コストダウンに努めていくことといたしました。

しかしながら、徹底した経営合理化の取り組みをもってしても、燃料費等のコスト増分を賄いつつ、深刻な経営状況から脱却することは極めて困難な見通しとなっております。このため、現在の料金水準のままでは、今後も営業赤字が発生し続け、欠損が累積していくこととなります。平成23年度における事故収束のための支出や燃料費負担等にもなう純資産額の急速な減少により、当社の財務基盤は既に極めて脆弱な状態にあり、この上、自律的な資金調達が不可能なまま、欠損の累積により財務基盤のさらなる弱体化が進むと、電気の安定供給をはじめ事業運営に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

当社といたしましては、苦渋の決断ではありますが、こうした事態を避けるため、平成24年7月1日を実施期日として、徹底した経営合理化を前提とした上で、燃料費等のコスト増加を織り込んだ最低限の電気料金値上げを申請することとした次第です。

現下の厳しい経済情勢の中で、電気料金の値上げをお願いすることは、お客さまの生活や産業活動に多大なるご負担をおかけすることになります。当社は多くの方々にご迷惑をおかけすることを強く認識し、料金の値上げをお願いするにあたっては、徹底した情報の提供と分かりやすいご説明、少しでもご負担を軽減できるような料金メニューの提示、経営合理化の徹底を大原則として、お客さまのご理解をいただくよう努めてまいります。

2. 電気料金値上げの概要

今回の料金値上げの申請は、平成 24 年 3 月 15 日に取りまとめられた、経済産業省「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」（以下「有識者会議」）の報告書において指摘された事項を全面的に踏まえて行うことといたしました。

これにともない、原価算定期間につきましては、有識者会議において、「事業者の十分な経営効率化努力を織り込む観点から」、「3 年を原則とすることが適当」とされているため、今回の料金値上げの申請におきましては、原価算定期間を平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間といたしました。

(1) 改定単価および改定率

平成 24 年度から平成 26 年度の年平均の原価は、経営合理化の実施により 2,785 億円削減するものの、燃料費を中心とした大幅な増加が避けられないため、総額で 5 兆 7,231 億円となる見込みです。一方で、今回の原価算定期間に現行料金を継続した場合の収入は、5 兆 468 億円となる見込みであり、この結果、当社全体で、年平均 6,763 億円もの大幅な収入不足が見込まれることになります。

このうち規制部門につきましては、年平均 2,535 億円の収入不足が見込まれることから、お客さまには誠にご迷惑をおかけいたしますが、現行料金に対して、規制部門平均で 2.40 円/kWh、10.28%の値上げをお願いせざるを得ない状況にあります。

■平均値上げ率

	旧単価 (円 銭)	新単価 (円 銭)	値上げ率
低圧の お客さま	23.34	25.74	10.28%

■標準モデルにおける電気料金の値上げ額

◎一般のご家庭

		現行料金 (月額)	改定料金 (月額)	値上げ額 (月額)	値上げ額 (年額)	値上げ率
従量電灯 B	30A 290kWh	6,973 円	7,453 円	480 円	5,760 円	6.9%

◎商店などのお客さま

		現行料金 (月額)	改定料金 (月額)	値上げ額 (月額)	値上げ額 (年額)	値上げ率
従量電灯 C	12kVA 960kWh	25,993 円	29,723 円	3,730 円	44,760 円	14.4%
低圧電力	8kW 470kWh	14,235 円	15,642 円	1,407 円	16,884 円	9.9%
低圧 高負荷	40kW 9,000kWh	180,926 円	203,531 円	22,605 円	271,260 円	12.5%

(2) 申請原価について

①前提諸元

■原価算定期間 平成 24 年度～平成 26 年度の 3 年間

■燃料費

- ・為替レート 78.5 円/ドル
- ・原油価格 117.1 ドル/バーレル
- ・LNG 価格 860.5 ドル/トン
- ・石炭価格 145.9 ドル/トン

※直近 3 ヶ月の貿易統計価格（平成 24 年 1 月～平成 24 年 3 月平均値）

■原子力利用率 18.8%

→柏崎刈羽原子力発電所については、今後、安全・安心を確保しつつ、地元のご理解をいただくことを大前提として、今回の申請における 3 年間の原価算定期間においては、平成 25 年 4 月から順次再稼働がなされるものと仮定しております。具体的には、柏崎刈羽 1、5、6、7 号機は平成 25 年度から順次、同 3、4 号機は平成 26 年度から順次再稼働がなされるものと仮定しております。（今回の原子力利用率の算定においては、廃止した福島第一 1～4 号機を除いております）

■事業報酬率 3.0%

→事業報酬率は、有識者会議の提言および当社の資金調達リスクを踏まえ、現行料金と同水準の 3.0%と設定しております。

②総原価

平成 24 年度から平成 26 年度の年平均の総原価内訳は以下のとおりです。

		金額(億円)	構成比(%)
営業費等	人 件 費	3,488	6.0
	燃 料 費	24,704	42.9
	修 繕 費	4,205	7.3
	減 価 償 却 費	6,281	10.9
	事 業 報 酬	2,815	4.9
	購 入 電 力 料	7,943	13.8
	公 租 公 課	3,048	5.3
	そ の 他 経 費	7,237	12.5
	小 計	59,721	103.6
控 除 収 益		▲ 2,097	▲ 3.6
総 原 価		57,624	100.0

※総原価には、接続供給託送収益（393億円）を含みます。

③有識者会議を踏まえた対応

今回の料金値上げの申請は、原価算定期間を3年間とするとともに、値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用として整理された項目の金額を不算入とするなど、有識者会議の提言を全面的に踏まえた内容としております。

(3) 徹底した経営合理化への取り組み

当社は、「総合特別事業計画」に基づき、今後10年間で3兆3,650億円、平成24年度から平成26年度で年平均2,785億円(原価外項目を除く)の削減を行ってまいります。

費用項目	コスト削減額※ (H24～26年度の平均)	主な削減内容(金額)
人件費	1,024億円	● 人員削減(210億円) ● 給与等の削減(642億円) ● 福利厚生 of 削減(50億円)
修繕費	312億円	● 工事・点検の中止・実施時期の見直し(113億円) ● 関係会社取引における競争的発注方法の拡大(86億円) ● 外部取引先との取引構造・発注方法の見直し(70億円)
燃料費 購入電力料	277億円	● 燃料価格(単価)の低減(81億円) ● 電力購入料金の削減(95億円)
減価償却費	87億円	● 中長期にわたる投資計画の抜本的な見直し(50億円)
その他	1,085億円	● 諸費(寄付金等)の削減(85億円) ● 厚生施設の削減・執務スペースの効率化(46億円) ● 普及開発関係費の削減(216億円) ● テーマ研究の中止(204億円)
合 計	2,785億円	

※ 上記は、総合特別事業計画におけるコスト削減額について、施策別の分類から費用項目別に整理しなおしたものです。また、コスト削減額の合計2,785億円は、総合特別事業計画におけるH24～26年度平均コスト削減額3,054億円から、年金制度見直しによる一時的な影響等、料金原価に含まれない削減額を除いた額。

なお、経営合理化の詳細につきましては、別紙1「経営効率化への取り組み」をご参照下さい。

3. お客様のご負担軽減につながる料金メニューの設定・拡充について

当社は、今回の電気料金値上げが多くのお客様の生活や産業活動に多大なるご負担、ご迷惑をおかけすることを強く認識し、徹底した経営合理化に取り組むとともに、さらにお客様のご負担を少しでも軽減できるような仕組みを取り入れるべく、次のとおり、料金メニューの設定・拡充を図ることといたしました。

(1) 一般的なご家庭向け料金における取り組み

一般的なご家庭向け料金（従量電灯メニュー）については、現在、ご使用量の増加にともない料金単価が上昇する、いわゆる3段階料金制度を採用しております。今回の値上げにおきましては、ご家庭に必要な不可欠な電気のご使用量に応じた第1段階料金の値上げ幅を相対的に軽微に留めることで、照明や冷蔵庫など生活に必要な不可欠な電気のご使用への影響を軽減するとともに、節電の実施による料金負担の軽減効果を拡大いたしました。

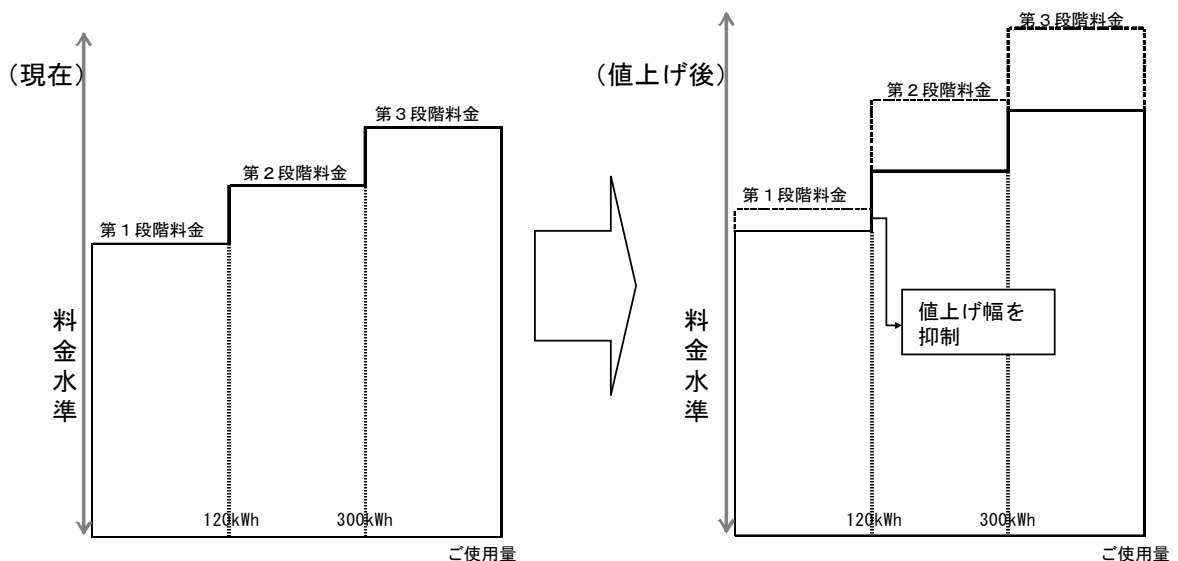
■ご使用量の少ないお客様への影響額（例）

＜従量電灯B・20A、ご使用量160kWh/月、口座振替割引あり＞

(現在の料金)
3,649 円/月

⇒ (値上げ後の料金)
3,830 円/月

月 181 円 (5.0%)
の値上げ



(2) 新たなピーク抑制型料金（選択約款）の設定

ピーク時間（夏季の13時～16時）に割高な料金を設定し、ピーク時の節電インセンティブとさせていただくとともに、夜間時間の料金を安く設定し、電気のご使用をピーク時間から昼間時間・夜間時間に、または昼間時間から夜間時間に移行していただくことにより、電気料金の低減が可能となる新たな料金メニューとして、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯（以下「ピークシフトプラン」）を設定することといたしました。

	7:00	13:00	16:00	23:00	翌日 7:00
夏季 (7月1日～ 9月30日)	昼間 時間	ピーク 時間	昼間 時間	夜間 時間	
その他季 (10月1日～ 6月30日)	昼間時間				

なお、本日、経済産業大臣へピークシフトプランの届出（6月1日実施）を行っており、電気料金値上げの実施に先行して、6月1日からご加入いただけます。

ピークシフトプランの詳細につきましては、別紙2をご参照ください。

(3) 電灯動力併用のお客さま向けメニューの対象拡大

電灯・動力設備を併せて年間を通じて電気を効率的に使用されるお客さま向けに設定している低圧高負荷契約（選択約款）について、お客さまの選択肢の充実を図る観点から、加入対象を「契約電力 30kW 以上」から「契約電力 15kW 以上」へ拡大することといたしました。

■ 中小企業のお客さまへの影響額（例）

＜非製造業＞（比較のご使用量が多い商店等）

・・・ 電灯 10kVA＋動力 8kW＝合計 18kW

（現在の料金）		（値上げ後の料金）	
614,505 円/年	⇒	675,601 円/年	年 61,096 円 (9.9%) の値上げ
従量電灯 C＋低圧電力		低圧高負荷契約	メニューを変更しない 場合は14.7%の値上げ

＜製造業＞（比較的夜晚間のご使用量が多い食料品等）

・・・ 電灯 8kVA＋動力 13kW＝合計 21kW

（現在の料金）		（値上げ後の料金）	
625,105 円/年	⇒	690,168 円/年	年 65,063 円 (10.4%) の値上げ
従量電灯 C＋低圧電力		ピークシフトプラン＋低圧電力	メニューを変更しない 場合は13.2%の値上げ

※加入メリットは、お客さまの電気のご使用形態によって異なります。

＜参考＞「主な選択約款メニュー」一覧

選択約款メニュー	概 要
時間帯別電灯[夜間8時間型] (おトクなナイト8)	電気のご使用を夜間にシフトしていただくほど電気料金の低減が可能となる、時間帯別に料金単価を設定したメニューです。
季節別時間帯別電灯 (電化上手)	エコキュートなどを使用され、キッチンも電気というお客さまに おすすめのメニューです。
ピーク抑制型季節別時間帯別電灯 (ピークシフトプラン)	電気のご使用を夏のピーク時に控えていただいたり、ほかの時間 帯にシフトしていただくなどの工夫で電気料金の低減が可能と なる、季節や時間帯別に料金単価を設定したメニューです。
低圧高負荷契約	電灯・動力設備を年間を通じて効率よくご使用いただくほど電気 料金の低減が可能となるメニューです。 〔 電灯・動力設備の合計が、15kW 以上のご契約のお客さまにも 選択いただけるようにいたします (現在は30kW 以上)。 〕
低圧蓄熱調整契約	蓄熱式冷暖房機器などの蓄熱式運転により、電気のご使用を夜間 にシフトしていただける場合に、電気料金が割引になるメニュー です。
口座振替割引	電気料金を1回目の振替日に口座振替でお支払いいただくこと により、電気料金が割引になるメニューです。
一括前払契約	半年分または1年分の定額制の電気料金を一括して前払いいた だくことにより、電気料金が割引になるメニューです。
深夜電力	電気温水器など夜間に限定して電気を使用される設備をお持ち のお客さまにおすすめのメニューです。

※ 時間帯別電灯 [夜間 10 時間型]、電化厨房住宅契約および第 2 深夜電力の各選択約款、
ならびに各メニューの 5 時間通電機器割引につきましては、料金値上げの実施日に合わせ
て、新規適用を行わないことといたしました。

なお、既にご加入済みのお客さまについては、経過措置として引き続き適用をさせてい
たきます。

4. お客様のご理解をいただくための取り組み

今回の電気料金値上げにあたりましては、料金値上げの必要性や経営合理化の取り組み、お客様のご負担軽減につながるメニュー等について、お客様に徹底した情報提供を行うとともに、お客様の立場に立った分かりやすいご説明を行ってまいります。

また、当社ホームページを活用し、お客様のご負担を少しでも減らせるよう、具体的な節電・節約手法についても、分かりやすくご紹介をまいります。

(1) お客様へのご説明の徹底

①ご家庭などのお客様に対する情報提供の取り組み

約2,800万口のお客様に対して、検針時の配布チラシ・検針票裏面などによりお知らせするとともに、当社ホームページを通じて詳細でタイムリーな情報をご提供するなど、様々なご説明ツールを活用した丁寧な情報提供に取り組んでまいります。

②各種団体のお客様へのご説明

昨夏の節電のお願い訪問を通じて関係を築かせていただいた各種団体の皆さまなど約8,000箇所（自治体、中小企業を統括する団体、消費者団体等の皆さま）に対して個別にご説明いたします。

なお、お客様に少しでもお役に立つ情報をご提供したいとの思いから、ご説明資料は、自治体・団体さま向け、ご家庭向けなど、対象層に応じてご用意いたします。

③お客様接点でのご説明

出向作業など、日常業務でお客様にお会いする機会を捉えてご説明をまいります。

また、お客様との電話窓口であるカスタマーセンターの対応要員を強化し、お客様から頂戴するご意見・ご質問について丁寧にお応えできる体制を整えます。

(2) お客様への節電・節約手法のご紹介

お客様のご負担軽減に少しでもお役に立てるよう、具体的な節電・節約手法のご紹介コンテンツ「節電&節約ナビ」を当社ホームページに新たに掲載いたします。これにより、例えば、機器ごとに様々な節電・節約手法をご紹介することで、お客様がご自身の生活スタイルにあわせた節電をご検討いただけるようになります。また、節約したい目安の金額から、無理なく続けられる節電・節約手

法を分かりやすいパッケージにしてご紹介いたします。その他、家電の買い換え効果についてもご紹介するなど、お客さまの家計のご負担を少しでも減らせるよう、より具体的な節電手法をご紹介してまいります。

なお、お客さまがご自身の電気料金値上げ額をお知りになりたい場合には、当社ホームページにごございます「電気料金シミュレーション」をご案内いたします。

5. 自由化部門のお客さまの値上げ額見直しについて

自由化部門のお客さまにつきましては、すでに、本年4月より順次料金値上げを先行してお願いしておりますが、このたびの料金値上げ申請について、経済産業大臣に認可をいただいた場合には、その認可された原価に基づいて、自由化部門の値上げ額の見直しをさせていただきます。

具体的には、平成24年4月からお願いをしている自由化部門料金値上げ額との差異について、見直し後の料金から引きをさせていただきます。

＜参考＞ 主要な料金

（ 料金には、消費税等相当額が含まれています。また、現行料金には、平成24年1～3月の貿易統計実績に基づく燃料費調整分が含まれています。 ）

（１）供給約款

■従量電灯

			単位	改定料金	現行料金
A	最低料金		最初の8kWh まで	円 銭 226. 63	円 銭 220. 70
	電力量料金		上記超過 1kWh	19. 16	18. 42
B	基本 料 金	10 A	1 契約	273. 00	273. 00
		15 A	〃	409. 50	409. 50
		20 A	〃	546. 00	546. 00
		30 A	〃	819. 00	819. 00
		40 A	〃	1, 092. 00	1, 092. 00
		50 A	〃	1, 365. 00	1, 365. 00
		60 A	〃	1, 638. 00	1, 638. 00
	電 力 量 料 金	最初の 120kWh まで (第 1 段階料金)	1 k W h	19. 16	18. 42
		120kWh をこえ 300kWh まで (第 2 段階料金)	〃	25. 71	23. 41
		上記超過 (第 3 段階料金)	〃	29. 57	24. 68
C	基本料金		1 k V A	273. 00	273. 00
	電 力 量 料 金	最初の 120kWh まで (第 1 段階料金)	1 k W h	19. 16	18. 42
		120kWh をこえ 300kWh まで (第 2 段階料金)	〃	25. 71	23. 41
		上記超過 (第 3 段階料金)	〃	29. 57	24. 68

■低圧電力

	単位	区分	改定料金	現行料金
基本料金	1 kW	—	円 銭 1,071.00	円 銭 1,071.00
電力量料金	1 kWh	夏 季	17.10	13.75
		その他季	15.55	12.71

(注) 「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

「その他季」とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 選択約款

※下記の改定料金は、平成24年5月11日に申請した供給約款の認可後、経済産業大臣に届け出る予定です。

※申請した供給約款の料金に変更となる場合は、選択約款の改定料金も変更いたします。

■おトクなナイト8（時間帯別電灯〔夜間8時間型〕）

			単位	改定料金	現行料金
基本 料 金	6 kVA 以下の場合		1 契約	円 銭 1, 260. 00	円 銭 1, 260. 00
	上記超過	1 契約につき最初の 10kVA まで		2, 100. 00	2, 100. 00
		10kVA をこえる 1 kVA につき		273. 00	273. 00
電 力 量 料 金	昼 間 時 間	最初の 90kWh まで (第 1 段階料金)	1 k W h	23. 46	22. 42
		90kWh をこえ 230kWh まで (第 2 段階料金)	〃	31. 49	28. 62
		上記超過 (第 3 段階料金)	〃	36. 21	30. 19
	夜 間 時 間		〃	12. 13	9. 72
5 時間通電機器は 1 k V Aにつき				241. 50 円割引	241. 50 円割引
通電制御型夜間蓄熱式機器は 1 k V Aにつき				147. 00 円割引	136. 50 円割引

(注)「昼間時間」とは、毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいいます。

※ 5時間通電機器割引については、新規加入の停止を予定しております。

なお、既に加算済みのお客さまについては、経過措置として引き続き適用をさせていただきます。

■おトクなナイト10（時間帯別電灯〔夜間10時間型〕）

			単位	改定料金	現行料金
基本 料 金	6 kVA 以下の場合		1 契約	円 銭 1, 260. 00	円 銭 1, 260. 00
	上記超過	1 契約につき最初の 10kVA まで		2, 100. 00	2, 100. 00
		10kVA をこえる 1 kVA につき		273. 00	273. 00
電 力 量 料 金	昼 間 時 間	最初の 80kWh まで (第 1 段階料金)	1 k W h	25. 50	24. 42
		80kWh をこえ 200kWh まで (第 2 段階料金)	〃	34. 24	31. 29
		上記超過 (第 3 段階料金)	〃	39. 38	33. 03
	夜 間 時 間		〃	12. 38	10. 03
8 時間通電機器は 1 k V Aにつき				42. 00 円割引	42. 00 円割引
5 時間通電機器は 1 k V Aにつき				283. 50 円割引	283. 50 円割引
通電制御型夜間蓄熱式機器は 1 k V Aにつき				189. 00 円割引	178. 50 円割引

(注)「昼間時間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいいます。

※ 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕および5時間通電機器割引については、新規加入の停止を予定しております。

なお、既に参加済みのお客さまについては、経過措置として引き続き適用をさせていただきます。

■電化上手（季節別時間帯別電灯）

			単位	改定料金	現行料金
基本 料 金	6 kVA 以下の場合		1 契約	円 銭 1, 260. 00	円 銭 1, 260. 00
	上記超過	1 契約につき最初の 10kVA まで		2, 100. 00	2, 100. 00
		10kVA をこえる 1 kVA につき		273. 00	273. 00
電力 量 料 金	昼 間 時 間	夏 季		1 k W h 38. 18	33. 92
		その他季		〃 31. 27	28. 83
	朝 晩 時 間		〃 25. 61	23. 68	
	夜 間 時 間		〃 12. 13	9. 72	
5時間通電機器は 1 k V Aにつき				241. 50 円割引	241. 50 円割引
通電制御型夜間蓄熱式機器は 1 k V Aにつき				147. 00 円割引	136. 50 円割引
全電化住宅は「電化上手」の電力量料金（夏季昼間時間を除く）を 5%割引					

（注）「昼間時間」とは、毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。

「朝晩時間」とは、毎日午前 7 時から午前 10 時までと午後 5 時から午後 11 時までの時間をいいます。

「夜間時間」とは、毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間をいいます。

※ 5 時間通電機器割引については、新規加入の停止を予定しております。

なお、既に参加済みのお客さまについては、経過措置として引き続き適用をさせていただきます。

■ピークシフトプラン（ピーク抑制型季節別時間帯別電灯）

			単位	改定料金	現行料金
基本料金	6kVA 以下の場合		1 契約	円 銭 1,260.00	円 銭 1,260.00
	上記超過	1 契約につき最初の 10kVA まで		2,100.00	2,100.00
		10kVA をこえる 1kVA につき		273.00	273.00
電力量料金	ピーク 時 間		1 kWh	53.29	45.15
	昼 間 時 間		〃	29.66	27.08
	夜 間 時 間		〃	12.13	9.72

(注) 「ピーク時間」とは、夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。
「昼間時間」とは、ピーク時間を除く毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。
「夜間時間」とは、毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間をいいます。

※ なお、電気料金の値上げを実施する平成 24 年 7 月 1 日までの間のピークシフトプランの料金は、別紙 2 をご参照ください。

■スマイル・クッキング割引（電化厨房住宅契約）

従量電灯 B、従量電灯 C、「おトクなナイト 8」または「おトクなナイト 10」のその他季の電力量料金を 3%割引

※ 電化厨房住宅契約については、新規加入の停止を予定しております。
なお、既に参加済みのお客さまについては、経過措置として引き続き適用をさせていただきます。

■低圧高負荷契約

	単位	区分	改定料金	現行料金
基本料金	1 kW	—	円 銭 1,260.00	円 銭 1,260.00
電力量料金	1 kWh	夏 季	18.45	15.60
		その他季	16.77	14.39

(注) 「夏季」とは、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
「その他季」とは、毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

■深夜電力

		単位	改定料金	現行料金
深夜電力A		1 契約	円 銭 1,438.03	円 銭 1,182.39
深夜 電力B	基本料金	1 k W	315.00	315.00
	電力量料金	1 k W h	12.13	9.72
	通電制御型 夜間蓄熱式機器	13%割引（現行：15%割引）		
第2 深夜 電力	基本料金	1 k W	210.00	210.00
	電力量料金	1 k W h	11.18	8.77

※ 第2深夜電力については、新規加入の停止を予定しております。
 なお、既に参加済みのお客さまについては、経過措置として引き続き適用をさせていただきます。

以 上

なお、本件に関する資料につきましては、以下のとおり当社ホームページに掲載しております。

- ・別紙1 経営効率化への取り組み

http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu12_j/images/120511j0101.pdf

- ・別紙2 新電気料金メニュー「ピークシフトプラン」のご案内

http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu12_j/images/120511j0102.pdf

- ・参考1 料金認可申請の概要について

http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu12_j/images/120511j0103.pdf

- ・参考2 電気料金の値上げについて

http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu12_j/images/120511j0104.pdf